

奈良県脱炭素・水素社会推進協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、奈良県脱炭素・水素社会推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、地球温暖化の防止を図り、本県の豊かな自然、歴史文化遺産及び美しい景観を未来の子どもたちに継承できるよう、社会経済情勢の変化に対応しつつ、持続可能な脱炭素社会を構築するため、関係機関・団体、企業、県、市町村等の多様な主体が、全県的かつ継続的に実践活動を展開するとともに、連携・協働を促進し、エネルギーを「つくる」「ためる」「かしこくつかう」、CO₂を「ためる」取組の普及・定着を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 奈良県脱炭素戦略の進捗に関すること。
- (2) 協議会構成員の実践活動及び連携・協働の促進に関すること。
- (3) 実践活動を全県的な取組に拡大・定着させる普及啓発に関すること。
- (4) 優良実践者表彰に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この協議会の目的達成に必要な事業。

(組 織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(役 員)

第5条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。ただし、会長に事故あるときは、会長の指名する者がその職務を代行することができる。

(会 議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が指名する。
- 3 会議は、構成員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、代理出席を認める。

(部 会)

第7条 協議会は、第2条の目的達成及び第3条の事業遂行のため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関する事項は、会長が別に定める。

(意見等の聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(表 彰)

第9条 第3条第4号に規定する優良実践者表彰を円滑かつ公正に実施するため、協議会に、選定委員会を置く。

2 選定委員は、会長が指名する。

3 選定委員長は、選定委員の互選により選任する。

4 選定委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、奈良県環境森林部脱炭素・水素社会推進課内に置く。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和7年7月29日から施行する。